

## 寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の健康づくり、生きがいつくり及びボランティア活動等の社会参加を促進し、介護予防の推進を図り、もって高齢者福祉の向上に資するため、元気高齢者づくりポイント制度推進事業（以下「ポイント事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業内容)

第2条 ポイント事業は、次に掲げる活動（以下「対象活動」という。）に参加する者に対してポイントを付与し、当該ポイントを商品券等に交換する事業とする。

- (1) 市長が指定する介護保険関連施設又は障がい者福祉施設並びに市の施設において実施する健康づくり活動又は生きがいつくり活動の運営等支援のボランティア活動
- (2) 市長が指定する自主活動団体が実施する介護予防活動の運営等支援のボランティア活動（ポイントが付与される者が介護予防サポーターである場合に限る。）
- (3) 市が実施する（市が契約に基づき民間事業者へ委託する場合を含む。）介護予防事業に関する運動教室、学習会その他市長が別に定める事業
- (4) 市長が指定する自主活動団体が実施する介護予防活動

### (事業対象者)

第3条 ポイント事業によりポイントが付与される者は、市内に住所を有する者で、前条第1号及び第2号に掲げる対象活動については60歳以上、同条第3号及び第4号に掲げる対象活動については65歳以上とする。

### (利用者の登録等)

第4条 ポイント事業を利用しようとする者は、寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業参加登録申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、ポイント事業の利用者として登録（以下「登録者」という。）し、対象活動に参加した実績を記録するためのポイントカード（以下「ポイントカード」という。）を交付するものとする。

3 市長は、登録者が第1項の申請書において、ボランティア活動への参加を希望する場合は、ポイント事業のボランティア活動参加登録利用者として登録（以下「ボランティア参加者」という。）し、別に定めるボランティア活動傷害保険に加入するものとする。この場合において、ボランティア活動傷害保険に加入するための費用は、市が負担する。

4 ボランティア参加者は、ボランティア活動を行うに当たり、業務上知り得た登録者等の個人情報を正当な事由なく他人に漏らしてはならない。活動終了後においても、また同様とする。

（ボランティア受入施設の指定）

第5条 ポイント事業への参加を希望する介護保険関連施設及び障がい者福祉施設並びに市の施設（以下「申請施設」という。）は、寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業ボランティア受入施設指定申請書（様式第2号）を市長へ提出し、指定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により指定し、又は指定しないときは、寒河江市元気高齢者ポイント事業ボランティア受入施設指定（不指定）通知書（様式第3号）により申請施設に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定した施設（以下「指定施設」という。）について、以下の項目を公表するものとする。

- (1) 指定施設名
  - (2) ボランティア受入活動内容
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 4 指定施設は、指定した内容に変更が生じたときは、その旨市長へ速やかに届け出なければならない。

(自主活動団体の指定)

第6条 ポイント事業への参加を希望する自主活動団体（以下「申請団体」という。）は、寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業自主活動団体指定申請書（様式第4号）を市長へ提出し、指定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により指定し、又は指定しないときは、寒河江市元気高齢者ポイント推進事業自主活動団体指定（不指定）通知書（様式第5号）により申請団体に通知するものとする。

3 第1項の規定により市長が指定した団体（以下「指定団体」という。）は、登録者が参加する介護予防活動を完了したときは、市長が別に定める日までに、寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業活動報告書（様式第6号）を市長へ提出しなければならない。

(ポイントの付与)

第7条 指定施設及び指定団体は、登録者が対象活動に参加した実績に基づき、別表に定めるところによりポイントを付与し、ポイントカードにスタンプを押印するものとする。この場合において、第2条第2号及び第4号に規定する自主活動団体に係るポイントの付与は、登録者又はボランティアが市にポイントカードを提出した時点（交換申請時点）において、自主活動団体により提出された対象者名簿により照合し、ポイントを付与する。

2 ポイントの付与基準は、別表のとおりとする。

(ポイントの取扱い)

第8条 ポイントは、第三者に対し譲渡することはできない。

(商品券等への交換)

第9条 累積したポイントを商品券等に交換しようとする者は、市長が別に定める日までに、寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業ポイント交換申請書(様式第7号)にポイントカードを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業商品券等交付決定通知書(様式第8号)により通知し、累積したポイントを20ポイント当たり1,000円分の商品券等と交換するものとする。ただし、交換できる商品券等は年度ごとに3,000円分を限度とする。

3 商品券等に交換しなかったポイントについては、翌年度に繰り越すことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ポイント事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

区 分	付与するポイント
市長が指定する介護保険関連施設又は障がい者福祉施設並びに市の施設において実施する健康づくり活動又は生きがいつくり活動の運営等支援のボランティア活動	1時間当たり2ポイント(1日当たり4ポイントを上限とする。)
市長が指定する介護予防活動を実施する自主活動団体における、介護予防サポーターによる運営等支援のボランティア活動	
市が実施する(市が契約に基づき民間事業者へ委託する場合を含む。)介護予防事業に関する運動教室、学習会等その他市長が別に定める事業	1回当たり1ポイント
市長が指定する自主活動団体が実施する介護予防活動	

様式第1号（第4条関係）  
（表面）

年 月 日

寒河江市長 様

申請者 住 所  
氏 名

寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業参加登録申請書

私は、寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業の活動に参加したいので、下記のとおり登録を申請します。

記

住 所	
ふりがな 氏 名	
生年月日（年齢）	明治 大正 年 月 日（ 歳） 昭和
性 別	男 ・ 女
電話番号 （携帯番号）	TEL — （携帯 — ）
市長が指定する介護保険関連施設及び障がい者福祉施設並びに市の施設におけるボランティア活動への参加希望の有無	有 ・ 無  （有の場合は、裏面のボランティア登録用紙に必要事項を記入願います。）

登録番号

(裏面)

寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業ボランティア登録用紙

登録番号

氏名		生年月日	年	月	日			
住所	寒河江市			性別	男・女			
電話番号	自宅	—	携帯番号	—	—			
希望活動内容 (該当に○印)	1. レクリエーション支援 2. お茶出し、食堂内の配膳及び下膳等の補助 3. 散歩、外出及び施設内移動の補助 4. 利用者の話し相手 5. 行事手伝い 6. 草取り、草花等の手入れ 7. 施設内清掃 8. 演芸等披露 (具体的に： ) 9. その他 (具体的に： )							
特技・資格等								
交通手段	1. 自動車 2. 自転車 3. バイク 4. 徒歩 5. タクシー等							
希望日時 (該当に○印)		月	火	水	木	金	土	日
	午前							
	午後							
	留意点等							
	活動頻度	1. 週 回 2. 月 回 3. 年 回						
活動する上で施設側に希望したいこと、自己PR等	所属ボランティア名：							

個人情報保護に関する誓約書及び情報提供に関する同意書

寒河江市長 あて

私は、ボランティア活動を行うにあたり、活動中はもちろん、終了後においても、業務上知りえた利用者等の個人情報を正当な事由なく第三者に漏らしません。以上、誠実に遵守することを誓います。

また、寒河江市元気高齢者づくりポイント制度登録にあたり、上記登録情報をボランティア受入施設に対して提供することについて同意します。

年 月 日

氏名 (自署)

この情報は、ボランティア活動のみに利用し、その他の目的以外に利用しません。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

寒河江市長 様

申請者 所在地  
施設の名称  
代表者職氏名

寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業  
ボランティア受入施設指定申請書（変更）

寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業のボランティア受入施設の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

受入活動内容	受入時間	受入頻度（曜日等）	受入可能人数

※レクリエーション支援、お茶出し・食堂内の配膳及び下膳等の補助、散歩・外出及び施設内移動の補助、利用者の話し相手、行事手伝い、草取り・草花等の手入れ、施設内清掃、演芸披露等活動ごとにご記入ください。

問合せ（連絡先）

電話番号		F A X	
担当者職氏名			
メールアドレス			

施設の名称

代表者職氏名

様

寒河江市長

寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業  
ボランティア受入施設指定（不指定）通知書

年 月 日付けでありました寒河江市元気高齢者づくりポイント制度  
推進事業ボランティア受入施設指定申請については、下記のとおり指定（不指定）  
しましたので通知します。

記

1. 寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業ボランティア受入施設と  
して指定します。

指定番号	
------	--

2. 次の理由により指定しません。

理 由	
-----	--

寒河江市長 様

申請者 住 所  
氏 名

寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業  
自主活動団体指定申請書（変更）

寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業の自主活動団体の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

団体名称	
活動場所	
活動頻度（曜日等）	
活動内容 （該当するものを選択し、活動内容の詳細を記入）	・介護予防運動 （ ） ・社会参加活動・地域交流 （ ） ・その他 （ ）

団体代表者

氏名	
住所	〒
電話番号	
メールアドレス （あれば）	

年 月 日

様

寒河江市長

寒河江市元気高齢者ポイント推進事業  
自主活動団体指定（不指定）通知書

寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業自主活動団体指定の申請については、下記のとおり指定（不指定）しましたので通知します。

記

1. 寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業自主活動団体として指定します。

指定番号	
登録団体名	

2. 次の理由により指定しません。

理 由	
-----	--

年 月 日

寒河江市長 様

申請者 住 所  
氏 名

寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業活動報告書

次のとおり介護予防活動を実施したので、参加者名簿を添えて提出します。

指定番号	
団体名称	

団体代表者

氏名	
住所	〒
電話番号	
メールアドレス (あれば)	

**※必ず参加者名簿を添付すること**

参加者名簿は、活動日時（何月何日 何時から何時）、参加者氏名が明らかである名簿とする。また、運営等支援のボランティアとして参加した介護予防サポーターがいる場合には、それが確認できるように記載すること。

参加者名簿様式（例）

<b>【団体名】</b>		<b>【活動場所】</b>	
<b>【活動日時】</b>			
令和	年	月	日（ 曜日） 午前・午後 時 分～ 時 分
<b>参加者</b>			
	氏 名		生年月日・年齢
1			年 月 日（ 歳）
2			年 月 日（ 歳）
3			年 月 日（ 歳）
4			年 月 日（ 歳）
5			年 月 日（ 歳）
6			年 月 日（ 歳）
7			年 月 日（ 歳）
8			年 月 日（ 歳）
9			年 月 日（ 歳）
10			年 月 日（ 歳）
<b>介護予防サポーター（生きいきサポーター）</b>			
	氏 名		生年月日・年齢
1			年 月 日（ 歳）
2			年 月 日（ 歳）
3			年 月 日（ 歳）

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

寒河江市長 様

申請者 住所  
氏 名

寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業ポイント交換申請書

私は、次のとおりポイント交換をしたいので、ポイントカードを添えて申請します。

登録番号	
ポイント付与の年度	年度
累積ポイント (A)	ポイント
今回交換するポイント数 (B)	ポイント
今回交換後に繰り越す ポイント数 (A)-(B)	ポイント

※20ポイントにつき1,000円相当の商品券等と交換になります。  
また、ポイント付与年度ごと60ポイントが上限です。

市確認欄

	商品券等
券 種	1,000円
枚 数	枚

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

様

寒河江市長

寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業  
商品券等交付決定通知書

寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業ポイント交換の申請については、下記のとおり商品券等を交付しますので通知します。

記

交付する商品券等	交付する商品券等の金額
	円（ 枚）